

学長の任期延長について

令和 5 年 3 月 1 0 日
国立大学法人東京工業大学学長選考・監察会議

国立大学法人東京工業大学学長選考・監察会議は、国立大学法人東京工業大学と国立大学法人東京医科歯科大学（以下「両法人」という。）並びに両法人がそれぞれ設置する東京工業大学と東京医科歯科大学（以下「両大学」という。）が統合し、1法人1大学となることに合意したことを踏まえ、これらの統合を円滑に推進するため、令和6年3月31日に任期を迎える益一哉学長について、引き続き統合までの間、学長職の継続が可能となるよう、学長の任期を令和7年3月31日までの1年間延長することを決定しました。

また、下記のとおり任期延長を決めた理由及び任期延長を決定するまでの過程を公表します。

記

1. 任期延長者氏名 益 一 哉（ます かずや）
2. 延長される任期 令和6年4月1日～令和7年3月31日
3. 任期延長を決めた理由

益一哉学長は、就任以来、教育改革・研究改革・ガバナンス改革を着実に実行するとともに、大学運営の好循環や本学のブランド確立強化策を推進する経営改革を行ってきた。特に、昨年夏以降、両法人の統合合意に向けた交渉や合意後に設立された「統合準備委員会」において、東京医科歯科大学執行部と議論を重ねるとともに、学内においても意見交換しつつ、自ら学生や教職員に趣旨等を説明し、その疑問に答えるなど、力強いリーダーシップを発揮して、統合に向けた基本方針の策定や新法人・大学の名称（仮称）決定をはじめとする両法人の統合に向けた諸準備の陣頭指揮を執ってきた。今後の両法人の統合を見据え、本学のみならず、東京医科歯科大学の役職員との信頼関係に基づき、確固たる信念をもって法人統合を推進することを通じて、統合後の新大学が飛躍するための礎を築くことを期待できる人材であると認め、更に1年間、引き続き、学長職を担ってもらうことにしたものである。

なお、両大学のこれまでの伝統と先進性を活かしながら、円滑な法人統合によって、これまでどの大学も為しえなかった新しい大学のあり方を創出するために、両大学の構成員等とのコミュニケーションを密にして、同じ目標に向かって取り組んでいただくことを期待する。

4. 任期延長を決定するまでの過程

- 令和4年11月28日(月)学長選考・監察会議を開催し、次のことを行った。
 - ・今後の学長選考手続きの方向性について意見交換

- 令和5年1月23日(月)学長選考・監察会議を開催し、次のことを行った。
 - ・今後の学長選考手続きについて意見交換
 - ・現学長の資質・能力を信頼し、引き続き、学長職の継続が可能となるように任期を延長することを決定
 - ・現行の「国立大学法人東京工業大学学長の任期に関する規則」は改正せずに特例規則を新たに作って対応することを決定
 - ・延長する任期は、令和7年3月31日までの1年間とすることを決定

- 令和5年3月10日(金)学長選考・監察会議を開催し、次のことを行った。
 - ・学長より統合に向けた所信の聴取
 - ・特例規則としての「国立大学法人東京工業大学学長の任期に関する規則の特例に関する規則」(案)を了承し、その制定を大学に依頼

以上